

新潟県農業土木工事監督要領

令和8年8月

新 潟 県 農 地 部

新潟県農業土木工事監督要領

平成 18 年 12 月 27 日 制定

(目的)

第 1 条 この監督要領は、新潟県農地部が発注する農業土木工事における監督実務を適正かつ効率的に行うため、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）及び建設工事執行規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(監督業務の分類)

第 2 条 監督業務は、監督総括業務及び監督一般業務に分類するものとし、業務の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務

- ① 約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、地域振興局農林（農業）振興部長、新発田地域振興局農村整備部長、佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）（以下「部長等」という。）が必要と認め委任したものの処理
- ② 約款第 2 条に基づく関連する 2 以上の工事の監督を行う場合における工程の調整で必要なものの処理
- ③ 施工状況の確認及び受注者に対する必要な指示、承諾又は協議のうち重要なものの処理
- ④ 当該工事に係わる損害、災害、苦情等の調査、協議及び報告等の処理
- ⑤ 工事関係者への措置請求
- ⑥ 監督一般業務の担当者の指揮及び所要事項についての部長等への報告

(2) 監督一般業務

- ① 工事内容の変更、一時中止または打ち切りの必要を認めた場合の処理
- ② 契約図書に基づく工事実施のための詳細図の作成、交付及び受注者が作成した図面の承諾
- ③ 契約図書に基づく工程の管理、立会い及び工事材料の試験又は検査の実施
- ④ 契約の履行について、受注者に対する指示、承諾、協議又は受注者からの報告書類の処理
- ⑤ 監督総括業務担当者への報告

(監督員の区分及び担当業務等)

第 3 条 監督員は、総括監督員及び主任監督員とする。

2 総括監督員は原則として当該工事を所掌する工務課長等が前条第 1 項第 1 号の監督総括業務を、また主任監督員は当該工事を所掌する担当者が同項第 2 号の監督一般業務を担当するものとする。

ただし、総括監督員を置かない場合は、主任監督員が監督総括業務及び監督一般業務を併せて担当するものとする。

3 本庁請負工事の監督は、総括監督員及び主任監督員を置くものとする。

ただし、技術的条件を勘案し、部長等が必要ないと認めたときは総括監督員を置かないことができる。

4 委任請負工事の監督は、主任監督員を置くものとする。

ただし、技術的条件を勘案し、部長等が必要と認めたときは総括監督員及び主任監督員を置くことができる。

(監督員の任命等)

第4条 監督員の任命は、部長等が請負契約ごとに行うものとする。

2 部長等は、工事の特殊性、技術的及び労務条件等を勘案し、前条第2項の規定にかかわらず、所属以外の職員及び県の職員以外の者を監督員として任命することができる。

3 前項において監督業務を委託する場合は、前2項に掲げる事項は、当該委託契約により定めるものとする。

(受注者への通知)

第5条 前条第1項の規定に基づき監督員が定められた場合、部長等は約款第10条第1項に基づき受注者に通知するものとする。

監督員を変更したときも同様とする。

(監督の技術的基準)

第6条 監督員が監督を行うにあたって必要とする技術的な基準は別に定めるところによる。

(検査時の対応)

第7条 監督員は約款第32条及び第48条に基づく検査に立会し、工事の進捗状況及び受注者に行った指示、承諾、協議等の経過について検査員に報告するものとする。

附 則

この要領は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成23年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この要領は平成24年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和4年4月1日以降の契約に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和8年8月1日以降の入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

農業土木工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、新潟県農業土木工事監督要領第6条に基づいて、新潟県農地部が発注する請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」：契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督員」：総括監督員及び主任監督員を総称していう。
- (3)「監督の方法」：監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、把握）を総称していう。
 - ①指 示：監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
 - ②承 諾：契約図書で示した事項で、受注者が監督員に対し、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により施工上の行為に同意することをいう。
 - ③協 議：書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - ④通 知：監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面で知らせることをいう。
 - ⑤受 理：契約図書に基づき、受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥確 認：契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - ⑦把 握：監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
 - ⑧立 会：契約図書に示した項目において、監督員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督員等は、次表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄の表記は下記のとおりとする。

約款 : 建設工事請負基準約款
 標仕 : 農業土木工事標準仕様書
 適正化法 : 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 適正化指針 : 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
 様式 : 農業土木工事標準仕様書等に基づく様式

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1.契約の履行の確保		
(1)契約図書の内容の把握	請負契約書、設計書、仕様書、図面、設計計算書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	約款第1条(総則) 標仕第1編1-1-3
(2)施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。施工計画書に不備がある場合は補足を求める。 また、受注者から施工計画書の記載内容の一部について省略を求められた場合は、省略の可否を判断する。	標仕第1編1-1-6
(3)施工体制の把握	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年10月10日付け、農管第314号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年10月10日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。 ① 配置技術者の専任制と資格者証の確認 ② 施工体制台帳の提出確認及び施工体系図に基づいた点検 ③ 工事カルテの登録確認 ④ 建設業退職金共済制度の適用を受ける現場であることを示す標識の掲示確認	適正化法第15条 適正化指針第2.5.(5)
(4)約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。(約款1条第3項「施工方法等」に係るものは不要)	約款第10条(監督員) 標仕第1編1-1-8 (様式-2 工事打合せ簿)

(5)条件変更に関する 確認、調査、検討、 通知	① 設計図書と現場の施工条件が一致しないこと（約款第 19 条第 1 項の第 1 号から第 5 号）を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正について部長等に報告する。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	約款第 19 条（条件変更等） 標仕第 1 編 1-1-3
(6)変更設計図面及び 数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 仮設・施工方法の変更については、「仮設・施工方法の指定及び任意についての取扱い基準」（平成 11 年 3 月 3 日付け、農管第 564 号）による。	約款第 20 条（設計図書の変更） 標仕第 1 編 1-1-18
(7)工程把握及び工事 促進指示	受注者からの履行状況報告又は工事現場確認に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款第 12 条（履行報告） 標仕第 1 編 1-1-31 標仕第 1 編 1-1-32
(8)工期変更協議の対 象の確認	約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 6 項、第 20 条、第 21 条第 4 項、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、部長等へ報告する。	標仕第 1 編 1-1-19 約款第 16 条（支給材料及び貸与品） 約款第 18 条（設計図書不適合の場合の改造義務破壊検査等） 約款第 19 条（条件変更等） 約款第 20 条（設計図書の変更） 約款第 21 条（工事の中止） 約款第 22 条（受注者の請求による工期の延長） 約款第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）（様式-3） 約款第 40 条（前払い金等の不払に対するの工事の中止）

(9)部長等への報告 1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告 2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 3) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 4) 不可抗力による損害の調査及び報告 5) 部分使用の確認及び報告 6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告 7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、部長等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し部長等へ報告する。 工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、部長等へ報告する。 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、部長等へ報告する。 ① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を部長等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、部長等へ報告する。 部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、部長等へ報告する。 中間前金払いの請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し部長等へ報告する。 受注者から部分払の請求があり、部長等から検査員に指定された場合は、受注者から提出された工事出来形内訳書の確認をするための検査を行い、部長等へ報告する。	約款第 21 条（工事の中止） 標仕第 1 編 1-1-18 約款第 22 条（受注者の請求による工期の延期） 約款第 28 条（一般的損害） 約款第 29 条（第三者に及ぼした損害） 約款第 30 条（不可抗力による損害） 標仕第 1 編 1-1-48 約款第 30 条 約款第 34 条（部分使用） 標仕第 1 編 1-1-30 約款第 35 条（前金払） 約款第 38 条（部分払） 標仕第 1 編 1-1-28
--	--	--

8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適當と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められる場合は、部長等への措置請求を行う。	約款第 13 条（工事関係者に関する措置請求） 標仕第 1 編 1-1-34
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 約款第 44 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定によるほか、契約を解除する必要があると認められる場合は、部長等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、部長等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、部長等へ報告する。	約款第 46 条（発注者の任意解除権） 約款第 47 条（受注者の解除権） 約款第 48 条（解除に伴う措置）
2.施工状況の確認等		
(1)事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項（住民・受益者への対応等）	標仕第 1 編 1-1-3 標仕第 1 編 1-1-20 標仕第 1 編 1-1-44 約款第 17 条（工事用地の確保等） 標仕第 1 編 1-1-10
(2)指定材料の確認	設計図書において、監督員の検査（確認）を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会のうえ調合し、あるいは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の検査、立会、又は確認を行う。（別表 1 を参考とする）	約款第 14 条（工事材料の品質及び検査等） 約款第 15 条（監督員の立会及び工事記録の整備） 標仕第 1 編 1-1-23 （様式-4 材料確認書（臨場・机上）

(3)工事施工の立会	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款第 15 条（監督員の立会及び工事記録の整備）
(4)工事施工状況の確認（段階確認）及び把握	設計図書に示された施工段階において、別表 2 に基づき臨場等により確認を行う。 また、主要な工種について、適時臨場等により工事が適正に行われているか施工状況の把握を行う。	標仕第 1 編 1-1-24 （様式-5 段階確認書（臨場・机上））
(5)建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	標仕第 1 編 1-1-22
(6)改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 ② 約款第 14 条第 2 項若しくは第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	約款第 18 条（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）
(7)支給材料及び貸与品の検査、引渡し	設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。この際、支給材料受領書を受注者から提出させる。	約款第 16 条（支給材料及び貸与品） 標仕第 1 編 1-1-20
(8)工事出来形の確認	出来形測定の結果を農業土木工事施工管理基準等と照合し、出来形数量の確認を行う。	標仕第 1 編 1-1-25

(9)現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	標仕第 1 編 1-1-21
3.円滑な施工の確保		
(1)地元対応	地元住民や受益者からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第 1 編 1-1-44
(2)関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整を行うとともに、関係機関に対する諸手続きを受注者に行わせる。	標仕第 1 編 1-1-44
(3)関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。 また、請負業者間の安全施工に関する情報交換と連絡調整を行うため、関係者を構成員とする工事関係者連絡会議を組織させる。	約款第 2 条(関連工事の調整) 標仕第 1 編 1-1-14 標仕第 1 編 1-1-15 標仕第 1 編 1-1-35
4.工事の安全確保		
(1)安全パトロール等	工事現場等の安全指導、注意喚起等を行い、未然に事故防止を図る。	標仕第 1 編 1-1-35
(2)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要のあると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款第 27 条 (臨機の措置) 標仕第 1 編 1-1-51
(3)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、部長等及び県担当課等に報告する。	標仕第 1 編 1-1-38
5.工事竣工に伴う対応		
(1)検査日の通知	工事検査に先立ち、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第 1 編 1-1-27 標仕第 1 編 1-1-29
(2)工事完成検査等の準備	受注者から提出された検査に必要な関係書類の内容を確認する。	標仕第 1 編 1-1-27

(3)工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は、工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会う。	標仕第1編 1-1-27 標仕第1編 1-1-28 標仕第1編 1-1-29
(4)工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき農地部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	

別表 1

指定材料の品質確認対象一覧表

区 分	確 認 材 料 名	摘 要	対象外
鋼 材	構造用圧延鋼材	すべての工事材料が 対象	
	プレストレストコンクリート用鋼 材（ポストテンション）	すべての工事材料が 対象	
	鋼製杭及び鋼矢板	すべての工事材料が 対象	仮設材
	大型ふとんかご		
セメント 及び混和剤	セメント		JIS マーク表示品
	混和材料		
セメント コンク リート製品	セメントコンクリート製品一般		県土木部承認品 県農地部指定品 JIS 製品以外品
	コンクリート杭、コンクリート矢板		JIS マーク表示品
塗 料	塗料一般	すべての工事材料が 対象	路面標示用塗料
そ の 他	レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品
	アスファルト混合物		アスファルト混合 物事前審査制度の 認定混合物
	場所打ち杭用 レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品
	薬液注入剤	すべての工事材料が 対象	
	種子・肥料		小口、路肩等のすり 付けの植生土のう
	薬剤	すべての工事材料が 対象	
	素焼土管		
	現場発生品		

(注) 1 本表で日本下水道協会規格（JSWAS）製品は JIS 製品に準じて扱う。

2 上表（指定材料）のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認すること。

施工段階確認一覧

本表は、標準的な事例を示したものであり、完成時に主たる工種の出来型・品質・出来ばえの確認に必要となるものについては、発注者及び受注者の協議の上、施工段階確認・臨時検査を行うものとする。

下表のア～エに類する工事については、確認の頻度を増やし工事の重要度に応じた「重点監督」を行うものとし、「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。

ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 (対象工種のみ) ・標準歩掛りのない新工法、新材料を採用した工事 ・その他これに類する工事（歩掛調査工事等）	ウ 第三者に影響のある工事 ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
イ 施工条件が厳しい工事 ・鉄道又は現道上及び最大支間長 50m 以上の橋梁工事 ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道、道路等重要構造物の近接工事 ・堰堤（堤高 30m 以上）、ハイピア（躯体高 30m 以上） ・軟弱地盤上での構造物 ・場所打ち PC 橋	エ その他 ・低入札工事 ・部長等が必要と認めた工事

1. 土木工事

工 種		確認内容	確認時期（一般監督）	確認時期（重点監督）
共通工事	掘削	地質状況	地質変化時	同左
		(地盤支持力)	※地耐力を指定した重要構造物の場合	同左
	石積み、コンクリートブロック積み、石張工、コンクリートブロック張り（裏込め工含む）	厚さ	初期施工段階で 1 箇所	200m につき 1 箇所以上、200m 未満は 2 箇所
	基礎杭打工、木杭、既製コンクリート杭、鋼管杭、場所打ち杭、深礎杭	基準高、偏心	1 本目打設完了時（既製杭は試験杭打設時）	200 本につき 1 本以上、200 本未満は 2 本
		支持力確認（指定した場合）	試験杭打設時、以降 1 回 / 10 本	全数
	オープンケーソン	厚さ、幅、高さ、長さ	全構造物製作後 1 箇所	全構造物製作後 2 箇所
		基準高、偏位	全構造物設置後 1 箇所	全構造物製作後 2 箇所
	コンクリート附帯構造物、コンクリート基礎、コンクリート側溝、コンクリート管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で 1 箇所	200m につき 1 箇所以上、200m 未満は 2 箇所 また、箇所単位のものについては適宜測定する。
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に 1 箇所	5 スパンにつき 1 箇所以上、5 スパン未満は 2 箇所
	地盤改良	使用材料、改良深、改良幅	初期施工段階で 1 箇所	2 箇所以上
	指定仮設工			
	共通事項	高さ、幅、長さ、深さ等	施工時、設置完了時点で各工種代表 1 箇所	同左
	仮設道路	延長、幅	設置完了時点で 1 箇所	同左
	土留工	延長、規格、間隔	設置完了時点で 1 箇所以降、構造変更毎に 1 箇所	同左

別表 2

工 種		確認内容	確認時期（一般監督）	確認時期（重点監督）
ほ場整備工事	表土扱い	厚さ	施工完了時点で1箇所	施工完了時点で1ha当たり おおむね3箇所
	基盤造成	基準高 (指定したとき)	施工完了時点で1箇所	施工完了時点で1ha当たり おおむね3箇所
	土壌改良	pH測定(指定したとき)	施工完了時点で1箇所	施工完了時点で10ha 当たり おおむね1箇所
農用地造成工事	耕起深耕	耕起深	施工完了時点で1箇所	施工完了時点で1ha当たり おおむね3箇所
	土壌改良	pH測定(指定したとき)	施工完了時点で1箇所	施工完了時点で10ha 当たり おおむね1箇所
舗装工事・道路改良工事	路床安定処理	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚	処理完了時点で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	道路トンネル	支保工 間隔、幅	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	タイプ毎に2箇所以上
		コンクリート覆工 (インパート含む) 巻厚	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ 100mにつき1 箇所以上、100m 未満は2 箇所
	道路トンネル (N A T M)	支保工 間隔、幅	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	タイプ毎に2箇所以上
		吹付コンクリート厚	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ 100mにつき1 箇所以上、100m 未満は2 箇所
		ロックボルト 本数、径、長さ	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ 100mにつき1 箇所以上、100m 未満は2 箇所
		コンクリート覆工 (インパート含む) 巻厚	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ 100mにつき1 箇所以上、100m 未満は2 箇所
水路トンネル工事	水路トンネル	支保工 間隔、幅	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ 100mにつき1 箇所以上、100m 未満は2 箇所
		コンクリート覆工 (インパート含む) 巻厚	初期施工後1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ 100mにつき1 箇所以上、100m 未満は2 箇所
水路工事	現場打開水路	厚さ	1スパン目施工段階で1箇所 以降、断面変更毎に1箇所	同一断面 10 スパンにつき 1箇所以上、10 スパン未満 は2箇所
	現場打サイホン	厚さ	1スパン目施工段階で1箇所 以降、断面変更毎に1箇所	同一断面 10 スパンにつき 1箇所以上、10 スパン未満 は2箇所
	現場打暗渠	厚さ	1スパン目施工段階で1箇所 以降、断面変更毎に1箇所	同一断面 10 スパンにつき 1箇所以上、10 スパン未満 は2箇所

別表 2

工 種		確認内容	確認時期（一般監督）	確認時期（重点監督）
排水 路工 事・ 河川 工事	コンクリート法覆工、 アスファルト法覆工	厚さ	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	鋼矢板工（仮設を除く）	使用材料、長さ、溶接部の 適否	試験矢板打設時＋打込時 150枚につき1箇所	試験矢板打設時＋打込時 100枚につき1箇所
		基準高、変位	試験矢板打設時＋打込時 150枚につき1箇所	試験矢板打設時＋打込時 100枚につき1箇所
管水 路工 事	管水路基礎 （砂基礎等）	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	管水路（コンクリート 二次製品） R C管	基準高	口径800mm未満 初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	管水路 （ダクタイル鋳鉄管、 強化プラスチック複 合管）	基準高	口径800mm未満 初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	管水路 （硬質塩化ビニル管）	埋設深	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
	管水路 （鋼管）	基準高	口径800mm未満 初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
		溶接部（継手部塗装含む）	初期施工段階で1箇所	50箇所につき1箇所以上、 50箇所未満は2箇所
	シールド工事（一次覆 工） （コンクリートセグメント 鋼製セグメント） 推進工事	たわみ率	初期施工段階で1箇所 以降、セグメントタイプ変 更毎に1箇所	
畑 かん 施 設 工 事	スプリンクラー	埋設深	1基目設置段階	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する
橋 梁 下 部 工 事	橋台工	厚さ、胸壁間距離、橋台脊 部 （橋脚がある場合の胸壁間 距離は、橋脚との中心間距 離）	全橋台 各橋台施工完了時点	同左
	橋脚工 （張出式・重力式・半 重力式）	基準高、橋脚中心間距離	全橋脚 各橋脚施工完了時点	同左
	橋脚工 （ラーメン式）	基準高、橋脚中心間距離	全橋脚 各橋脚施工完了時点	同左
P C 橋 工 事	P C桁製作工	設計図書との対比	プレストレス導入完了時 横締め作業完了時に総ケ ーブル数の5%程度	プレストレス導入完了時 横締め作業完了時に総ケ ーブル数の10%程度

別表 2

工 種		確認内容	確認時期（一般監督）	確認時期（重点監督）
法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 繊維ネット	アンカーピン数	植生基盤完了時点（吹付開始前）で1箇所 抽出1箇所（5m×5m）	1000㎡につき1箇所以上、 1000㎡未満は2箇所
	客土吹付	厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	2000㎡につき1箇所以上、 2000㎡未満は2箇所
	植生基材吹付	厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	1000㎡につき1箇所以上、 1000㎡未満は2箇所
	コンクリート吹付 モルタル吹付	厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	3000㎡につき1箇所以上、 3000㎡未満は2箇所
暗 渠 排 水 工 事	吸水渠	布設深、間隔	初期施工段階の1本で、その上下流端の2箇所、ただし1本の布設延長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所	10本につき1本で、その上下流端の2箇所、ただし1本の布設延長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所
	集水渠（支線） 導水渠（幹線）	布設深	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
フ ィ ル ダ ム 工 事	監査廊 （暗渠タイプ）	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	100mにつき1箇所以上、 100m未満は2箇所
	堤体盛土	ゾーン幅 遮水ゾーン フィルターゾーン トランジションゾーン ロックゾーン	施工初期・中期・施工完了時点で1箇所	施工初期・中期・施工完了時点で、施工延長100mにつき1箇所以上、100m未満は2箇所
	洪水吐	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	100mにつき1箇所以上、 100m未満は2箇所
頭 首 工 事	本体	不可視となる構造物の厚さ （エプロン等）	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所	構造図の寸法表示箇所を 適宜測定する
	護床ブロック （異形ブロック）	基準高	初期施工段階で1箇所	500㎡につき1箇所以上、 500㎡未満は2箇所
海 岸 河 川 工 事	捨石工 消波ブロック工	基準高 幅	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未満は2箇所
た め 池 工 事	堤体工	基準高、鋼土の幅	盛立高の1/2到達時点で1箇所	盛立高の1/2到達時で、施工延長20mにつき1箇所、 20m未満は2箇所
	洪水吐工	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	1スパンにつき1箇所
	樋管工	幅、厚さ、施工延長	初期施工段階で1箇所	10mにつき1箇所、10m未満は2箇所
地 滑 り 対 策 工 事	杭打工	深さ、間隔	初期施工段階で1箇所	200本につき1本以上、200本未満は2本

別表 2

2. 施設機械工事等

(1) 施設機械工事等における施工段階確認の確認内容及び確認時期は、出来形管理にあつては施設機械工事等施工管理基準第2編設備別編の各章第1節「直接測定による出来形管理」、品質管理にあつては同基準第2編設備別編の各章第2節「品質管理」によるものとする。

(2) なお、「重点監督」の場合は次表に掲げる確認を前項と併せて実施するものとする。

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
用排水ポンプ設備 (製作・据付)	フラップ弁	外形寸法、外観検査	出来形管理	工場製作時
	ソールプレート及び仮ライナー	中心線のズレ、高さの精度、水平度	出来形管理	現場据付時
	主ポンプ	軸受温度測定、振動測定	品質管理	工場製作時
		回転速度	品質管理	現地据付時
	吐出弁	開閉時間（電動）、リミットスイッチの作動	品質管理	現地据付時
	主原動機用ディーゼル機関ガスタービン	回転速度	品質管理	現地据付時
	主原動機用電動機	電流、電圧、回転速度	品質管理	現地据付時
	自家発電設備	電流、電圧、周波数、回転速度	品質管理	現地据付時
河川・水路用水門設備 (製作)	天井クレーン	横行、走行、巻上速度	品質管理	現地据付時
	(三方水密ローラーゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	戸当り高さ	出来形管理	工場製作時
	(四方水密ローラーゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	戸当り高さ、基準点对角長の差	出来形管理	工場製作時
	(シェル構造ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、水密幅、吊金物中心間距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	底部戸当りの中心と主ローラレール踏面の距離、全長、重構造部、軽構造部、取外し部	出来形管理	工場製作時
	(起伏ゲート)			
	扉体	扉体幅、ヒンジ軸間隔、ヒンジ軸・ローラ軸間隔	出来形管理	工場製作時
	戸当り	側部戸当り半径、側部戸当り弧長	出来形管理	工場製作時
	(開閉装置)			
	ワイロープウインチ式	フレーム水平度、フレーム高低差	出来形管理	工場製作時

別表 2

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
河川・水路用水門設備 (据付)	(3方水密ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、水密幅	出来形管理	現場据付時
	戸当り	主ローラとフロントローラ踏面 間距離、底部戸当りの標高	出来形管理	現場据付時
	(4方水密ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、水密幅、側部水密高 さ	出来形管理	現地据付時
	戸当り	底部戸当りの標高	出来形管理	現地据付時
	(シェル構造ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、水密幅、底部の 曲がり	出来形管理	現地据付時
	戸当り	サイドローラレール間の距離、 底部戸当たりの中心と主ローラレール 踏面の距離、全長、重構造部、軽 構造部、取外し部、底部戸当りの 平面度、非水圧側主ローラレール 踏面板の真直度、底部戸当りの 標高	出来形管理	現地据付時
	(起伏ゲート)			
	扉体	扉体幅、ヒンジ軸間隔	出来形管理	現地据付時
	戸当り	底部戸当り全長、底部戸当り真直 度、底部戸当り標高、側部戸当り 据付距離	出来形管理	現地据付時
	開閉装置	油圧シリンダ設置標高	出来形管理	現地据付時
	(開閉装置)			
	ワイヤロープウインチ式	ドラムギヤ中心間距離、シーブ中心 間距離、据付基準線からの上下 流方向のずれ、据付基準点から左 右方向のずれ、据付基準点から標 高のずれ	出来形管理	現地据付時
		シーブの回転確認	品質管理	現地据付時
	スピンドル式	機械台長、機械台幅、機械台厚さ、 スタンド高	出来形管理	現地据付時
ゴム引布製起伏ゲート (据付)	取付金具	突出し長さ、取付ピッチ、河床幅 方向据付、上下流間隔	出来形管理	現地据付時
	配管	給排気管の据付位置及びレベル 内圧検知管の据付位置及びレベル 導水管の据付位置及びレベル 排水用配管の据付位置及びレベル 気密性	出来形管理	現地据付時
	ゴム袋体	締付トルク、堰高のレベル	出来形管理	現地据付時
	操作機器	地下ピット機器 (導水管の位置及びレベル) (フロート(又はバケット)の据 付レベル)	出来形管理	現地据付時

別表 2

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
ダム用水門設備 (製作)	(クレストラジアルゲート)			
	扉体	シーブ中心間隔、サイトローラ間隔、水密ゴム間隔、脚柱取付部から端までの距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	側部戸当りの弧長、底部戸当り伸縮継手の位置)	出来形管理	工場製作時
	アンカレッジ	ピン中心とトラニオンゲート中心間の寸法	出来形管理	工場製作時
	(高圧ローラーゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイトローラまでの距離、吊り中心とスプリングレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	戸当り高さ、対角長の差	出来形管理	工場製作時
	(小容量放流ゲート・バルブ)			
	高圧スライドゲート(HPSG) ジェットフローゲート(JFG)	扉体幅、上流側ボルト穴P.C.D	出来形管理	工場製作時
	(小容量放流管)			
	放流管	管端面の傾き	出来形管理	工場製作時
	トランジション管	対角長の差、管端面の傾き、補剛材の間隔	出来形管理	工場製作時
	分岐管	管端面の傾き	出来形管理	工場製作時
	(直線多段式ゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイトローラの距離、主桁間隔、吊り中心とスプリングレート間の距離、底部の曲がり	出来形管理	工場製作時
	スクリーン	スクリーンパネル枠寸法、スクリーンパネルのピッチ、通しボルトのピッチ、スクリーン受桁の外形寸法	出来形管理	工場製作時
	(円形多段式ゲート)			
	扉体	ストップから扉体下端までの距離、底部の曲がり、取水盤呑口形状寸法、取水盤張出し外径	出来形管理	工場製作時
	取水塔	支柱間隔	出来形管理	工場製作時
ダム用水門設備 (据付)	(クレストラジアルゲート)			
	扉体	トラニオンピン間の水平距離、扉体幅	出来形管理	現地据付時
	(高圧ローラーゲート)			
	扉体	対角長の差、水密幅、水密高	出来形管理	現地据付時
	戸当り	戸当り高さ、対角長の差	出来形管理	現地据付時
	(小容量放流ゲート・バルブ)			
	高圧スライドゲート ジェットフローゲート	基準線、標高	出来形管理	現地据付時
	(小容量放流管)			
	放流管	据付基準線からの距離、管標高	出来形管理	現地据付時
	分岐管	管標高	出来形管理	現地据付時

別表2

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
ダム用水門設備 (据付)	(直線多段式ゲート)			
	扉体	吊り中心間隔、吊り状態での扉体の傾き	出来形管理	現地据付時
	戸当り	戸当り高さ	出来形管理	現地据付時
	スクリーン	各スクリーンパネルの配置、スクリーン受桁の配置	出来形管理	現地据付時
	(円形多段式ゲート)			
	扉体	扉体高さ	出来形管理	現地据付時
	取水塔	ガイドローラー間隔、ガイドローラー高さ、塔頂の標高	出来形管理	現地据付時
除塵設備 (製作・据付)	(レーキ回動式)			
	本体	エプロン幅、受桁の間隔	出来形管理	工場製作時
	レーキ	奥行、爪長	出来形管理	工場製作時
	補助スクリーン	全高	出来形管理	工場製作時
	(ネット形回動式)			
	本体	ハウジングフレームの高さ、ハウジングフレームの高低差	出来形管理	工場製作時
		支持架台水平度	出来形管理	現地据付時
	(搬送設備)			
	水平コンベヤ 傾斜コンベヤ	スカート長、フレーム高、フレームの高低差	出来形管理	工場製作時
	(貯留設備)			
	ホッパ	カバー高、バー開口部	出来形管理	工場製作時
		架台据付高	出来形管理	現場据付時
鋼橋上部工 (製作・架設)	部材（桁製作工）	フランジ幅、腹板高、腹板間隔、部材長	出来形管理	工場製作時
	仮組立	伸縮装置		
	支承	据付高さ、可動支承の橋軸方向のずれ、支承中心間隔（橋軸直角方向）、下沓の水平度（橋軸方向、橋軸直角方向）、同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	出来形管理	現地据付時
	床版コンクリート（床版）	幅	出来形管理	現地据付時
	コンクリート舗装 アスファルト舗装	幅、延長	出来形管理	現地据付時
水管橋上部工 (製作・据付)	部材（送水管）	主部材長、外径、外周長	出来形管理	工場製作時
	仮組立	軸心の曲がり	出来形管理	工場製作時
	支承	据付高さ、可動支承の橋軸方向のずれ、支承中心間隔（橋軸直角方向）、下沓の水平度（橋軸方向、橋軸直角方向）、同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	出来形管理	現地据付時

別表 2

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
電 気 設 備 (製 作)	配電盤類 (1) 高圧閉鎖配電盤 (2) 低圧閉鎖配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントロールセンタ (5) 監視制御盤 (6) 継電器盤 (7) 操作盤	取付器具	出来形管理	工場製作時
	変圧器 (単体設置)	取付部品	出来形管理	工場製作時
		変圧比測定	出来形管理	性能試験時
	直流電源装置 (整流器)	取付器具	出来形管理	工場製作時
	UPS 電源装置 (インバータ、切替装置)	取付器具	出来形管理	工場製作時
	予備発電装置	取付部品	出来形管理	工場製作時
		電圧調整範囲試験	品質管理	性能試験時
	発電機単体	取付部品	出来形管理	工場製作時
電 気 設 備 (据 付)	配電盤類 (1) 高圧閉鎖配電盤 (2) 低圧閉鎖配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントロールセンタ (5) 監視制御盤 (6) 継電器盤 (7) 操作盤	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
	変圧器 (単体設置)	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
	直流電源装置 (キュービクル形) 及びUPS 電源装置	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
		電圧測定、電流測定	品質管理	現地据付時
	予備発電装置 (発電機、ディーゼル機関)	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
		振動測定	品質管理	現地据付時

別表 2

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (製 作)	情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 補助記憶装置 (3) 入出力処理装置 (4) 表示記録端末装置 (5) プリンタ	外観構造	出来形管理	工場製作時
	監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィックパネル、ミニグラフィックパネル) (3) 大型表示装置 (4) 警報表示盤	外観構造	出来形管理	工場製作時
	情報処理設備 (1) データ処理装置	単体試験 (データ収集、データ処理、表示・印字処理、制御、異常処理)	品質管理	工場製作時
	(2) 補助記憶装置	単体試験 (READ/WRITE 試験)	品質管理	工場製作時
	(3) 入出力処理装置	単体試験 (データ入出力、接点入出力、アナログ入出力、シリアル入出力)	品質管理	工場製作時
	(4) 表示記録端末装置	単体試験 (キーボード操作機能 [プリンタ]、印字機能 [プリンタ]、キーボード操作機能 [ディスプレイ]、表示機能 [ディスプレイ])	品質管理	工場製作時
	(5) プリンタ	単体試験 (機能試験)	品質管理	工場製作時

別表 2

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)	情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 補助記憶装置 (3) 入出力処理装置 (4) 表示記録端末装置 (5) プリンタ	据付外観	出来形管理	現地据付時
	監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィックパ ネル、ミグラフィックパ ネル) (3) 大型表示装置 (4) 警報表示盤	据付外観	出来形管理	現地据付時
	情報伝送設備 (1) テレメータ、テレメー タ・テレコントロール装置 (TM, TM・TC装置) (2) 網制御装置 (3) データ転送装置 (4) 入出力中継装置 (5) 対孫局中継装置 (6) 孫局装置 (7) 設定値制御装置	据付外観	出来形管理	現地据付時
	情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 補助記憶装置 (3) 入出力処理装置 (4) 表示記録端末装置 (5) プリンタ	単体試験 (機能試験)	品質管理	現地据付時
	雨水テレメータ・放流警 報設備 (河川管理用) (1) 放流警報装置 (2) サイレン装置 (3) 拡声装置 (4) 集音マイク (5) 回転灯	単体試験 (機能試験)	品質管理	現地据付時

仮設・施工方法等の指定及び任意について

１ 定義

- ・「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書に明示された仮設、施工方法等を設計図書どおりに行われなければならないものをいう。
- ・「任意」とは、工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において、自主的に施工できるものをいう。

２ 指定の要件

仮設及び施工方法については、原則として「任意」とするが、次の場合は「指定」として取扱う。

- ① 河川堤防と同様な機能を有する仮締切等、本工事の死命を制する大規模な場合
- ② 仮設構造物を一般交通に供用する場合
- ③ 特許工法又は特殊工法等を採用する場合
- ④ 関係官公署との協議により制約条件がある場合
- ⑤ 第三者に特に配慮する必要がある場合

３ 指定及び任意の考え方

約款第１条第３項に「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める」と規定しており、積算基準を根拠とした指導は受注者の任意性を損なうこととなる。

従って、指定及び任意の考え方とこれらに対する設計変更の取扱い下表によるものとする。

区 分		指 定	任 意	備 考
設計図書		「施工方法等」を設計図書に具体的に明示したもの	「施工方法等」について設計図書に示さないもの	*「施工方法等」とは、構造、規格、寸法、工法等をいう。
建設機械の機種及び規格		騒音、振動規制法に関する機械及び特別仕様書で指定したもの	左の制約以外はすべて任意	*積算基準により計上した機種規格は「指定」とはならない
工事標識等安全施設費		特別仕様書で指定した交通誘導員及び当該工事場所に特別に指定したもの	左以外のものは受注者の任意	
施工方法の変更		発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意	
設計変更の取扱い	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する	設計変更しない	約款第 20 条に関する設計変更
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する	設計変更する	約款第 19 条に関する設計変更